

(名称)

細則なし

(組織)

- ① カテゴリー年齢を基準とするが、練習においては年齢に関係なく希望する人もプレーできる。
- ② シニアリーグと県サッカー協会の公式戦では参加のスタンスが異なるため、それぞれ違ったメンバーとなることを問題としない。
- ③ 違ったメンバー構成であっても、「FC丹沢」の会員であるのですべての事業に協力し合いチームに積極的に貢献し、仲間をリスペクトすること。

(目的)

細則なし

(活動)

細則なし

(会員)

- ① 新会員の入会審査はスポーツをする以上一定のスキルとマナーや人柄を確認する。
- ② 会員は会計の負担にならないよう、期限を守って会費を納入すること。

(会費)

- ① 加盟費等を加盟団体に納入する必要があるため、会計は1月下旬までに会費の納入を促す。
- ② スポーツ傷害保険に全員加入するものとする。掛金は各人負担とする。
- ③ したがって、年会費にはスポーツ傷害保険を含めることとする。
- ④ 県協会に他のチームで選手登録している会員の会費は、登録費はチーム間で相談する。

(事業年度)

細則なし

(役員)

- ① 役員は長期的に本クラブ運営を担うため任期は定めない。
- ② 役員は本クラブの方針や構想の決定権を持つ。

(担当)

- ① 担当はそれぞれの役割の役目を果たすのみとし過剰な負担はかけない。
- ② 担当は本クラブの方針や構想の決定権を持たない。
- ③ 担当は原則1年間の輪番制とし、特定個人に負担が集中しないよう全員が協力すること。但し、運営上必要に応じ留任をお願いする場合がある。

(総会)

細則なし

(手当及び必要経費)

下記のいずれも用途の証明と報告は不要とする。

- ① 「FC丹沢」の名において会議等に参加する場合は、場所に関わらず2,000円を支給する。飲食提供のある会議も2,000円を支給する。
- ② 代表者・連絡者・会計・監督・主将・審判委員に、通信費・ガソリン代等の必要経費として5,000円/年を支給する。
- ③ 役員に会議費として5,000円/年、の手当てを支給する。
- ④ 役員や担当を兼務する場合の手当ては、2つ目以降は半額を支給する。

(審判手当)

公式戦の審判を行った者には、主審2,000円・副審1,500円・第4審1,000円を支給する。シニアリーグ実行委員会から支給される、審判手当をもって充てる。

(その他)

- ① 継続・発展のため新規会員の勧誘は全員の責任で行うが、クラブの方針・構想に沿うこと。
- ② 全員がフォアザチームとリスペクトを実践することを約束すること。

付 則

1. この細則は、会則の補足として平成25年12月21日から施行する。
2. 手当の見直しと丹沢70の設立に伴う規約との整合性の確認のため2020.12に見直し。